

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新	
根拠法令・条項	水道法第25条の2及び第25条の3並びに第25条の3の2 水道法施行規則第18条、第19条、第20条及び第20条の2	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	<p>(指定の申請)</p> <p>第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p> <p>三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>（平八法一〇七・追加、平一一法一六〇・一部改正）</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。</p> <p>(水道法)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 法第二十五条の三第一項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。</p> <p>第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法人にあつては、役員の氏名</p> <p>二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号</p> <p>三 事業の範囲</p> <p>（厚生労働省令で定める機械器具）</p> <p>第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>四 水圧テストポンプ</p> <p>（厚生労働省令で定める者）</p> <p>第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(水道法施行規則)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3週間
	標準処理期間を設定できない理由	